

菊池市特別養護老人ホーム
つまごめ荘民営化実施計画書

平成 30 年 8 月

菊池市

菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘民営化実施計画書

1 計画の位置づけ

本計画書は、平成30年2月に策定した「菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘民営化基本方針」に基づき、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘（以下、「つまごめ荘」という。）の民営化に対する考え方、職員の処遇、民営化の実施手法、スケジュール等について具体的に定めるものです。

2 実施計画書の概要

(1) 民営化の時期

- ・2020年4月1日を目途とします。

(2) 民営化の実施手法

- ・つまごめ荘の土地、建物及び付帯設備等を社会福祉法人へ移譲することとします。また、現在実施している次の4つのサービスを現状の規模で継続するものとします。

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）：定員102名
- ② 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）：定員18名
- ③ 通所介護事業（デイサービス）：定員30名
- ④ 短期入所生活介護事業（ショートステイ）：定員14名

(3) 財産

- ・土地、建物及び付帯設備等を有償譲渡とします。ただし、耐用年数の経過等により、資産価値のないものは無償譲渡する場合があります。

(4) 入所者への処遇

- ・現に入所している方々は継続して入所できるようにし、介護サービスの低下を招かないように配慮します。

(5) 公募対象とする移譲法人

- ・熊本県内において、次の①～④の介護保険施設のいずれかを有し運営実績のある1または2の法人

1. 社会福祉法人

2. 社会福祉法人格を有しないものについては、2019年8月1日までに社会福祉法人を取得するもの

- ① 介護老人福祉施設
- ② 地域密着型介護老人福祉施設
- ③ 介護老人保健施設
- ④ 介護療養型医療施設

(6) 移譲法人の選定

- ・市の付属機関として「菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘移譲法人選定委員会」(仮)(以下、「選定委員会」という。)を設置し、同委員会の調査、審議結果を受けて、市長が決定します。

3 民営化に対する考え方

(1) 民営化の目的

平成12年に介護保険制度がスタートし、高齢者福祉施設が徐々にではありますが民間により整備、運営されるようになりました。特別養護老人ホームも設置されはじめた頃とは異なり、行政と民間の役割分担の見直しにより「民間にできることは民間に委ねる」とする考えに基づき、現在は多くの特別養護老人ホームが社会福祉法人により運営されています。

これまでつまごめ荘を運営してまいりましたが、市が運営する同種の施設がないため、職員異動が無く人事の硬直化が見られることや、運営面についても行政組織であるため、予算等にも制約があり、サービスの提供に対する迅速かつ柔軟な対応に困難な場合があります。

さらに、つまごめ荘の運営については、介護サービス収入による自立した経営が基本ですが、平成20年度の施設改築(ユニットケア開始)当初より一般会計からの繰入金が続いており、施設運営の厳しい状況が今後も続くものと予想されます。

これまで、財政の健全化に取り組んできましたが、特別養護老人ホームの安定的・永続的な運営及び今後の高齢者福祉について検討を行い、さらに「菊池市特別養護老人ホームあり方検討委員会」の答申を踏まえた結果、これまでの運営手法を見直し、社会福祉法人への移譲が妥当であるとして、今後は民間活力を活用しつつ、更なる市全体の高齢福祉を向上させていくこととしました。

(2) 入所者及び入所者ご家族に対する考え方

民営化移行段階において、環境の変化(人的変化)により、入所者及び入所者のご家族にとってストレスとなることが想定されますので、現在つまごめ荘に勤務する職員(嘱託職員等を含む)のうち、移譲法人での勤務を希望する者については、市として移譲法人に優先雇用してもらうことを公募条件とします。

また、特に退所の申し出がない限り現在入所されている方々の継続入所を公募条件とし、選定委員会においても継続入所を可能とする法人を選定していくこととします。

なお、入所待機者についても、引き継いでいただくことを要請します。

利用料金等については、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)における介護福祉施設サービス費は厚生労働大臣が定める基準により算定されており、サービスの内容が同一であれば施設運営者が変わってもサービスに係る費用は変わることはありません。日常生活費等については、移譲法人との契約により、新たな料金設定になる可能性があります。著しく不合理な料金設定にならないことを公募条件とします。

(3) 介護サービス

移譲法人に求める介護サービスについては、従来のサービスが継承されるだけでなく、法人の創意工夫により今後のさらなる高齢化社会や市民のニーズに対応するサービスの拡充と高齢者福祉の増進を求めてまいります。

また、移譲時に懸念されるサービスの停滞も招かないよう求めていきます。

(4) 円滑な引継ぎ

引継にあたっては、十分な期間を設けるとともに、具体的な内容については「菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘引継計画」(仮)を策定し、入所者の生活に支障を来たすことのないよう行うこととします。

なお、施設運営にかかる必要な人員確保については、原則として移譲法人が独自に行うものですが、現下の高齢者関係施設の厳しい雇用情勢に鑑み、万一移譲法人での人員確保が困難な場合については、入所者への影響が出ないように一定の期間内及び範囲内において、現施設職員の派遣について配慮するものとします。

具体的な手法・体制については、移譲法人との調整の中で決定していくこととします。

(5) 市の役割・今後の関与

これまで市は、施設サービスを提供することにより、高齢者福祉事業における民間施設の先導的役割を果たしてきましたが、今後は直接的な施設サービスを提供するのではなく、市全体の介護保険サービスの量と質の確保など介護保険の保険者としての役割を担ってまいります。

移譲後も移譲法人、市及び入所者(入所者ご家族含む)の3者協議ができる場を設置し、移譲条件の履行状況や介護サービス状況を確認していくこととします。

4 職員の処遇

つまごめ荘に勤務する全ての正規職員については、原則として市の事務職等への異動、又は移譲法人への再就職を選択することになります。

その際、事務職等への職種変更を希望する職員に対しては、新しい職種にいち早く順応できるように、各種研修や定期的なヒアリング等により、業務面・精神面のサポートを行っていきます。

移譲法人への再就職を希望する職員に対しては、移譲法人への優先雇用を公募条件としていきます。

なお、移譲後の入所者の安心・安全なサービスの提供等、安定的な施設運営体制の確保の為、一定の期間派遣職員として派遣を行う場合があります。

また、任期付職員、嘱託職員及び臨時職員については、民営化に伴い退職することになりますが、入所者の方々の環境の変化を最小限に留め、サービスを維持する観点からも、本人の意思を尊重しながらも移譲法人への再就職を選択する職員に対しては、正規職員と同様に移譲法人への優先雇用を公募条件としていきます。

5 民営化の方針

(1) 基本的な考え方

民営化の手法としては、社会福祉法人への移譲とし、移譲法人の独立性等を鑑み、土地、建物及び付帯設備等については、有償譲渡とします。ただし、耐用年数の経過等により、資産価値のないものは無償譲渡する場合があります。譲渡額の決定については、土地・建物の不動産鑑定等を行い、適正な価格を算定していきます。

(2) 移譲法人の選定に関する考え方

移譲法人の選定にあたっては、

- ①利用者とその家族が安心してサービスが受けられるようスムーズかつ適切な移行が出来ること。
- ②質の高いサービスを提供できる介護・看護技術を有し、体制が整っていること。
- ③将来にわたりサービスを継続するための安定した財政基盤を有していること。
- ④高齢者福祉事業への貢献や地場産業の活用及び雇用創出の場など、地域貢献が認められること。
- ⑤移譲後も市運営時と同様の公平性を保持し、市内施設の中核的な役割を担うこと。
- ⑥創意工夫により先進的なサービスを取り入れ市内における高齢者福祉サービスの充実に寄与すること。

これらのことを考慮し、熊本県内において現に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の運営実績がある社会福祉法人を対象とします。

また、つまごめ荘を今後運営していくにあたり、適した経営能力を備え、高齢者福祉の推進に熱意のある法人であれば、今後更に増加する高齢者並びに複雑多様化するニーズに対応することも可能であると考えられることから、熊本県内において、現に介護老人保健施設の運営実績がある社会福祉法人または医療法人及び今後、入所者の医療的ケアの必要性が増すことが予想されることから、熊本県内において、現に介護療養型医療施設の運営実績がある医療機関も対象とします。

ただし、社会福祉法人格を有しない上記医療法人、医療機関においては、2019年8月1日までに社会福祉法人を設立するものとします。

(3) 財産に関する考え方

社会福祉法人は、社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うにあたり必要な資産を備えなければならないとされています。これは、原則自己所有の土地、建物等であれば経営の安定性の観点から好ましくないものとされており、つまごめ荘においても、今後の安定的な特別養護老人ホーム運営を考慮すれば、移譲法人へ資産を全て譲渡することが好ましいと考えます。

一方、菊池市民の財産である資産を廉価な価格で譲渡することも問題があります。財産については、不動産鑑定等を行い、移譲法人の安定運営と財産的価値を総合的に判断し、市長が譲渡額を決定していく予定であります。なお、施設に付随する設備や備品等については原則有償譲渡とし、耐用年数の経過等により、資産価値のないものは無償譲渡する予定であります。

6 今後のスケジュール（予定）

年月日		内 容
2018年	8月	・実施計画の決定
	9月	・議会、入所者家族会へ実施計画等の報告・説明
	10月	・移譲法人選定委員会の設置 ・不動産鑑定委託
	12月	・公募開始
2019年	3月	・移譲予定事業者の決定 (社会福祉法人以外の場合、社会福祉法人設立申請手続き開始)
	4月	・議会、入所者家族会へ移譲予定事業者の報告 ・移譲予定事業者と入所者家族会との意見交換開始 ・引継計画の策定
	8月	・仮契約締結（調印式）
	9月	・関係条例の調製・整備・法令等の手続き ・財産処分に係る手続き
	10月	・引継開始（期間：10月～3月末頃）
2020年	2月	・事業廃止届
	4月	・移譲法人による運営開始
	5月 ～	・市、移譲法人、入所者及びご家族との意見交換